

各務原市道路位置指定取扱要綱

(平成15年5月28日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定による道路位置の指定の取扱いに関し、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）及び各務原市建築基準法施行細則（平成15年規則第18号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、市街化区域内にあっては開発区域が1,000平方メートル未満の開発行為に伴い築造される道路について適用するものとし、1,000平方メートル以上の規模にあっては都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の適用を受けるものとする。

2 前項に定めるもののほか、都市計画法第29条の規定により開発許可の適用を受けない場合は、この要綱を適用する。

(道路位置の指定基準)

第3条 道路位置の指定を受ける道路（以下「指定道路」という。）は、政令第144条の4第1項に定める基準及び各務原市道路位置指定基準（以下「指定基準」という。）に適合するものとする。

(事前審査)

第4条 道路位置の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、その道路の築造工事に着手する前に、道路位置指定事前審査申請書（様式第1号。以下「事前審査申請書」という。）正本には次の各号に掲げる図書を、副本には第1号、第4号、第6号、第7号、第8号及び第11号に掲げる図書を添付して、市長に提出して事前審査を受けなければならない。

- (1) 道路位置指定の事前審査に係る誓約書（様式第2号）
- (2) 開発区域全体の土地の登記事項証明書
- (3) 付近見取図
- (4) 開発区域全体の土地の公図の写し（法務局で発行されたものに限る。）
- (5) 土地求積図

- (6) 造成計画平面図
- (7) 道路断面図（構造詳細図を含む。）
- (8) その他法令の規定による許認可を必要とする場合は、当該許認可書の写し
- (9) 現況平面図
- (10) 着工前現況写真及びその撮影方向図
- (11) その他市長が必要と認める図書又は書面

2 市長は、事前審査を行った場合には、事前審査申請書の副本に道路位置指定事前審査済通知書（様式第3号）を添付して申請者に交付する。

（指定申請書の提出）

第5条 申請者は、道路の築造工事の完了後に、細則第14条の規定による道路の位置の指定申請書（以下「指定申請書」という。）正副2通に、正本には次の各号に掲げる図書を、副本には第1号、第5号、第7号、第8号及び第14号に掲げる図書を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 道路位置指定事前審査済通知書の写し
- (2) 指定道路の管理者の誓約書（様式第4号）及び管理者の印鑑登録証明書
- (3) 指定道路となる土地の権利者の承諾書（様式第5号）及び権利者の印鑑登録証明書
- (4) 指定道路となる土地の登記事項証明書
- (5) 付近見取図
- (6) 開発区域全体の土地の公図の写し（法務局で発行されたものに限る。）
- (7) 土地求積図
- (8) 造成確定平面図
- (9) 道路断面図（構造詳細図を含む。）
- (10) 開発区域内に工作物の確認を必要とする擁壁がある場合は、その確認済証の写し
- (11) その他法令の規定による許認可を必要とする場合は、当該許認可書の写し
- (12) 道路位置指定概要書（様式第6号）
- (13) 工事工程写真及び工事完成写真（撮影方向図を含む。）
- (14) その他市長が必要と認める図書又は書面

（指定道路の登記）

第6条 指定道路となる土地は、これに接するその他の土地と区分し、かつ、原則と

して地目を公衆用道路として登記するものとする。

(指定道路の管理者)

第7条 申請者は、指定道路の管理者を定めるものとする。

2 指定道路の管理者は、管理を適切に行い、常に良好な状態に維持するものとする。

(現地確認)

第8条 建築指導課の職員は、第5条による指定申請書を受理した場合は、遅滞なく道路位置指定基準に基づき現地確認を実施する。

(指定)

第9条 市長は、前条の現地確認の結果、法、政令、省令、細則及びこの要綱に適合していると認めて道路の位置を指定した場合は、その旨を告示し、申請者に通知する。

(縦覧)

第10条 道路位置の指定の縦覧は、建築指導課において、道路位置指定概要書により行う。

(変更又は廃止)

第11条 細則第15条第1項の規定により道路位置の指定の変更又は廃止の認定申請を行う場合は、私道(変更・廃止)の認定申請書に当該道路に関する土地及び建築物の登記事項証明書並びに当該道路に関する土地、建築物若しくは工作物の権利者の承諾書及び印鑑登録証明書を添付しなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に岐阜県道路位置指定取扱要綱(以下「県要綱」という。)の規定に基づき、その効力を有する岐阜県知事がした処分に係るこの要綱の適用については、この要綱の相当規定により市長が当該処分をしたものとみなす。

3 この要綱の施行の際現に県要綱の規定に基づき、岐阜県知事に対してなされた申請に係るこの要綱の適用については、この要綱の相当規定により市長に対して当該申請がなされたものとみなす。

附 則(平成17年3月4日決裁)

この要綱は、平成17年3月7日から施行する。

様式第1号（第4条関係）
（表）

道路位置指定事前審査申請書

年 月 日

（宛先）各務原市長

住 所 _____

申請者 氏 名 _____ (印)
(法人にあつては、その事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話 () _____

各務原市道路位置指定取扱要綱第4条第1項の規定に基づき事前審査の申請をします。
この申請書及び添付図書に記載した事項は、事実と相違ありません。

1 設計者 住所 氏名			
2 施工者 住所 氏名	電話 () _____		
3 道路の概要			
番号	地名地番	幅員 (m)	延長 (m)
4 開発区域面積	m ²	5 用途地域	
6 都市計画の区分	市街化区域 ・ 市街化調整区域		
7 予定建築物の用途			
*受付欄	*備考		

注1 *印欄は、記入しないでください。

2 申請書の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

(裏)

事前審査申請書 添付書類一覧

綴順	添付書類 (一般)	正本	副本
1	事前審査に係る誓約書	○	○
2	土地登記事項証明書 (開発区域全体)	○	
3	付近見取図	○	○
4	公図の写し (法務局で発行されたものに限る。)	○	
5	土地求積図	○	○
6	造成計画平面図 (縮尺、方位、指定道路の位置、延長及び幅員、開発区域全体の土地の境界、同土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置並びに同土地の高低その他地形上特記すべき事項)	○	○
7	道路断面図 (構造詳細図を含む。)	○	○
8	現況平面図 (縮尺、方位、指定道路の位置、延長及び幅員、開発区域全体の土地の境界、同土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置並びに同土地の高低その他地形上特記すべき事項)	○	
9	着工前状況写真 (4方向以上から撮影したもの) 及び撮影方向図	○	

綴順	添付書類 (その他)	正本	副本
7-2	築造道路の隣接地に建築物が建っている (又は建築中) 場合は、その建築物に対する築造道路の道路斜線の検討図	○	○
7-3	道路自費工事がある場合は、その承認書の写し	○	
7-4	下水道自費工事がある場合は、その承認書の写し	○	○
7-5	水道自費工事がある場合は、その平面図及び承認書の写し	○	○
7-6	側溝 (こう)、ガードレールその他工場製作品を使用する場合は、その規格を示す図書	○	○
7-7	他法令の規定による許認可を必要とする場合は、その許認可証の写し	○	
7-8	建売の場合は、宅地建物取引業者免許証の写し	○	

道路位置指定の事前審査に係る誓約書

年 月 日

（宛先）各務原市長

道路の位置の指定の事前審査（以下「事前審査」という。）を受けるにあたり、次の事項を遵守することを誓約します。

申請者 住所 _____
氏名 _____ (印)

設計者 住所 _____
氏名 _____ (印)

1. 1団の開発区域面積が1,000㎡以上となった場合は、事前審査の申請を取り下げ、都市計画法に基づく許可の申請をします。
2. 事前審査申請書の図書のとおり施工します。なお、その内容を変更する場合は事前に市と協議します。
3. 道路の位置の指定を受ける部分の土地は、当該申請をするまでに分筆し、地目を公衆用道路として登記します。
4. 開発区域内の工事は、道路位置指定事前審査済通知書の交付を受けてから着工します。
5. 当該道路に係る隣地の土地の権利者には造成工事の説明をします。

道路位置指定事前審査済通知書

第 号
年 月 日

様

各務原市長

印

年 月 日付けで申請のあった道路位置指定事前審査申請について事前審査をしたので、次の指導事項を付して通知します。

なお、道路の位置の指定申請の手続きについては、各務原市道路位置指定取扱要綱第5条の規定に基づいて行ってください。

指導事項

1. 1団の開発区域面積が1,000㎡以上となった場合は、事前審査の申請を取り下げ、都市計画法に基づく許可の申請をして下さい。
2. 事前審査申請書の図書のとおり施工して下さい。なお、その内容を変更する場合は事前に市と協議をして下さい。
3. 道路の位置の指定を受ける部分の土地は、当該申請をするまでに分筆し、地目を公衆用道路として登記して下さい。

*次面注意事項参照のこと。

〔担当：建築指導課審査係〕

(参考)

(表)

注意事項

工事の状況についてその位置、寸方、構造、勾（こう）配、日時等が判別できるように次の工事写真を撮影し、A4台紙に貼付して道路の位置の指定申請書の正本に添付してください。

(1) 着工前の開発区域全体の写真

(2) 擁壁工事

- ・根切り、基礎配筋、基礎脱型及び壁配筋工事が完了したとき。
- ・練石積、擁壁等の高さが1メートルを超える場合は、1メートル以下ごとの進行状況

(3) 盛土工事

- ・盲暗渠（きょ）の敷設、軟弱地盤の改良、急傾斜の段切り等の工事状況

(4) 排水施設工事

- ・主要な暗渠（きょ）、排水施設の地業工事、コンクリート工事等が完了したとき。

(5) 道路工事

- ・側溝（こう）下の栗石敷石及びコンクリート工事が完了したとき。
- ・道路舗装の規格が確認できるもの
- ・側溝（こう）の規格が確認できるもの

(6) 給水貯水施設工事

- ・根切り、配管工事の完了時（埋戻し前）

(7) 公共水路に近接する板柵、擁壁等工事

- ・板柵工の杭の直径及び長さが確認できるもの
- ・水路底面の側板に穴をあける場合は、その側板補強の工程を確認できるもの

(8) 完成後の開発区域の全体写真

(参考)

(裏)

指定申請書 添付書類一覧

綴順	添付書類 (一般)	正本	副本
1	道路位置指定事前審査済通知書の写し	○	○
2	指定道路管理者の誓約書 (管理者の印鑑登録証明書含む。)	○	
3	道路位置指定となる土地の権利者の承諾書 (権利者の印鑑登録証明書含む。)	○	
4	土地の登記事項証明書 (指定道路部分の土地について)	○	
5	付近見取図	○	○
6	公図の写し (法務局で発行されたものに限る。)	○	
7	土地求積図	○	○
8	造成確定平面図 (縮尺、方位、指定道路の位置、延長及び幅員、開発区域全体の土地境界線、同土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置並びに同土地の高低その他地形上特記すべき事項)	○	○
9	道路断面図 (構造詳細図を含む。)	○	○
10	工事工程写真及び工事完了写真 (撮影方向図を含む。)	○	
別添	道路位置指定概要書	○	

綴順	添付書類 (その他)	正本	副本
1-2	開発区域内に工作物の確認を必要とする擁壁がある場合は、その確認済証の写し	○	

様式第4号（第5条関係）

管理者の誓約書

年 月 日

（宛先）各務原市長

住所 _____

管理者

氏名 _____ 印

私は、次の地名、地番の土地が建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けたときは、管理者として当該道路を常に良好な状態に保ち、適切に維持管理することを誓約します。

なお、道路の管理行為を他の者に引き渡す場合は、適正に管理するよう引き継ぎます。

道路となる土地の地名、地番	幅員（m）	延長（m）

（注）この誓約書には、管理者の印鑑登録証明書を添えてください。

土地の権利者の承諾書

年 月 日

（宛先）各務原市長

私は、次の地名、地番の土地が建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けることを承諾します。

区分	道路となる土地の 地名、地番	権利者	
		住所	氏名（印）
所有者			
抵当権・根抵当権等の権利者			

（注）この承諾書には、権利者の印鑑登録証明書を添えてください。

様式第6号（第5条関係）

（表）

道 路 位 置 指 定 概 要 書

*指定番号・日付			
*告示番号・日付			
道 路 の 概 要	道路の地名地番	幅員(m)	延長(m)
申 請 者 氏 名 住 所			
	電話 () -		
設 計 者 氏 名 住 所			
	電話 () -		
管 理 者 氏 名 住 所			
	電話 () -		
開 発 区 域 面 積	区画 : () 区画	面積 : () m ²	
都 市 計 画 の 区 分	市街化区域・市街化調整区域	用途地域	

付近見取図（都市計画図S=1/2500を利用すること。）

注 1 この様式は、縦覧に用いるものです。

2 *印欄は、記入しないで下さい。

(裏)

造成確定平面図（排水経路、道路及び区画の形態等を明示のこと。）

